最終更新:2025年2月7日

SORACOM Flux 契約約款

第1章 総則
第1.1条　約款の適用
第1.2条　約款の変更
第1.3条　用語の定義

第2章 サービスの概要
第2.1条　サービスの概要

第3章 本契約の締結
第3.1条　申込の方法
第3.2条　申込の承諾
第3.3条　契約の効力発生
第3.4条　契約者識別番号
第3.5条　アカウント

第4章 契約者の変更等
第4.1条　契約者の氏名等の変更の届出
第4.2条　名義変更(契約上の地位の移転又は承継)

第5章 利用の制限、中断、中止及び停止等
第5.1条　利用の制限
第5.2条　サービスの提供中止
第5.3条　サービスの廃止

第6章 本契約の解除
第6.1条　契約者が行う契約の解除
第6.2条　当社が行う契約の解除

第7章 責務等
第7.1条　守秘義務
第7.2条　信用の維持
第7.3条　必要事項の通知

第8章 契約者による第三者への提供
第8.1条　再提供の前提条件
第8.2条　商標の使用
第8.3条　提供条件等の説明等

第9章 SORACOMシステムの利用
第9.1条　ソラコムシステムの提供
第9.2条　ソラコムサイトへの接続
第9.3条　ソラコムシステムの利用条件

第10章 生成AIサービス
第10.1条　生成AIサービスの利用

第11章 禁止行為
第11.1条　禁止行為
第12章 料金等
第12.1条　サービス利用料
第12.2条　サービス利用料の支払方法
第12.3条　延滞利息
第12.4条　期限の利益喪失
第13章 知的財産
第13.1条　知的財産権
第14章 保証の否認
第14.1条　保証の否認
第15章 補償
第15.1条　補償
第15.2条　責任の制限
第16章 雑則
第16.1条　約款の掲示
第16.2条　プライバシーポリシー
第16.3条　反社会的勢力の排除
第16.4条　分離可能性
第16.5条　合意管轄
第16.6条　準拠法
第17章 付加機能
第17.1条　通則
第17.2条　外部サービス等連携機能
第17.3条　クーポン

第1章　　総則

第1.1条　　約款の適用

株式会社ソラコム(以下、「当社」といいます。)は、SORACOM　Fluxに関する本契約約款及びこれに関連する個別規約(以下、総称して「本約款」といいます。)を定め、本約款に従って締結される契約(以下、「本契約」といいます。)に基づき、SORACOM Fluxを提供します。

第1.2条　　約款の変更

当社は、本約款を変更することがあります。かかる変更を実施する場合、当社は、当社のウェブサイトへの掲示又は当社が別途定める方法で契約者に対して変更内容を告知するものとします。当該告知が行なわれた後に契約者がSORACOM　Fluxを利用した場合には、契約者は、かかる変更に同意したものとみなし、当社は、変更後の約款に規定される料金その他の提供条件を適用します。

第1.3条　　用語の定義

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
関係会社	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める会社をいう。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、伝送路その他の電気的設備をいう。
法令等	「法令等」とは、国内外の法律、政令、規則、命令、条例、通達、書面による行政指導、ガイドラインその他の司法・行政機関等により定められた規制をいう。
API	アプリケーション・プログラミング・インタフェース（Application Programming Interface）をいう。

第2章　　サービスの概要

第2.1条　　サービスの概要

SORACOM　Fluxは、端末機器から送信されたデータをはじめ、さまざまなデータソースから得られたデータを元に、生成AIによる分析・意思決定を含むアクションを組み合わせた　IoT　アプリケーションをローコードで構築できるサービスです。サービスの具体的内容や詳細な使用条件については、当社ウェブサイトに掲示します。申込にあたっては、事前に当社ウェブサイトの内容をご確認ください。なお、契約者のデータソースに関連して生じた問題については契約者が自ら責任を負うものとします。

第3章　　本契約の締結

第3.1条　　申込の方法

SORACOM Fluxの利用申込者(以下、「申込者」といいます。)は、本約款を承認した上で、当社所定の手続に従ってオンラインで申込(以下、「申込」といいます。)行うものとします。

第3.2条　　申込の承諾

1. 当社は、申込者に対して、申込者がSORACOM Fluxの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。
2. 当社は、次に掲げる事由に該当すると判断する場合を除き、当該申込を承諾します。
    (1) 申込者が本約款上の債務の履行を怠るおそれがあるとき
    (2) 申込者に対するSORACOM　Fluxの提供により、当社又は他の契約者の信用又は利益を損なうおそれがあるとき
    (3) 申込者に対するSORACOM　Fluxの提供により、当社若しくは第三者の知的財産権、所有権その他の権利を害するおそれがあるとき。
    (4) 申込者に当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は申込者若しくはそ

の役員等が反社会的勢力に該当するとき。
(5) 申込者が第5.1条(利用の制限)第3項各号の事由に該当するとき。
(6) 当社が申込者との契約を解除したことがあるとき。
(7) 申込者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
(8) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
(9) 申込者がSORACOM Fluxを適切に利用する意思が無いとき。

3. 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

第3.3条　契約の効力発生

本契約は、申込を当社が第3.2条(申込の承諾)に基づき承諾した日に申込者と当社の間で効力を生じるものとします(以下、効力が発生した日を「効力発生日」、効力発生日以降の申込者を契約者と称するものとします。)。

第3.4条　契約者識別番号

1. 当社は契約者に対して契約者識別番号を付与します。但し、契約者識別番号の付与は、契約者がSORACOM　Fluxを継続的に利用できることを保証することを意味するものではありません。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない理由(技術上の理由を含みますが、これに限りません。)があるときは、契約者識別番号を変更することがあります。

第3.5条　アカウント

1. SORACOM Fluxを利用するためには、契約者は、有効な電子メールアドレスに関連づけたアカウント(以下、「ソラコムアカウント」又は単に「アカウント」といいます。)を作成しなければなりません。本約款で明示的に認められている場合を除き、契約者は一つの電子メールアドレスにつき、一つのソラコムアカウントのみ作成することができます。
2. 当社は、契約者に対し、前項に基づき作成されるソラコムアカウントに当社が提供するシステムにログインするためのIDであるログインID(以下、「本ログインID」といいます。)及びログインパスワード(以下「、本ログインパスワード」といいます。)を付与します。
3. 契約者は、自己の責任において本ログインID及び本ログインパスワードを管理するものとし、本ログインID及び本ログインパスワードを第三者に貸与、譲渡若しくは使用許諾又は第三者の利益のために使用してはならないものとします。また、契約者は、ソラコムアカウントの不正使用若しくはそのおそれを認識した場合又はソラコムアカウント情報の紛失若しくは盗難があった場合、直ちに当社にその旨通知するものとします。
契約者は、自らのソラコムアカウントに基づき生じるあらゆる事象につき、かかる事象が契約者、契約者の役員若しくは従業員、又は第三者による不正使用若しくは誤使用のいずれによるものかを問わず一切の責任を負うものとし、当社は何らの責任も負担しないものとします。また、かかるソラコムアカウントの使用に基づき当社に損害が発生した場合、契約者は当社に対し、当該損害を賠償しなければならないものとます。

第4章　契約者の変更等

第4.1条　契約者の氏名等の変更の届出

1. 契約者は、氏名及び住所又は居所(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)、電子メールアドレス、請求書の送付先、当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったとき又はかかる変更の予定を認識したときは、当社に対し、直ちに当該変更の内容について通知するものとします。
2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3. 契約者が第1項に規定する変更を当社に届け出ないときは、当社が契約者から届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所への郵送あるいは電子メールアドレスへの電子メールの送

信を行った場合は、当該通知は契約者に対して行われたものとみなします。

第4.2条　名義変更(契約上の地位の移転又は承継)

1. 契約者は、別途事前に当社の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合を除き、SORACOM Flux又はSORACOMシステムの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、再使用許諾、質権その他担保に供する等の行為をすることはできません。
2. 契約者が死亡した場合、その契約者の法定相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、当社が定める手続きに従い当社に届け出ることにより、引き続き本契約に係るSORACOM Fluxの提供を受ける権利を承継することができます。この場合、当該相続人は、元契約者の本契約上の地位(元契約者の本契約上の義務を含みます。)を引き継ぐものとします。

第5章　利用の制限、中断、中止及び停止等

第5.1条　利用の制限

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持その他の公共の利益のために必要となる通信を優先的に取り扱うため、SORACOM Flux及びこれに付帯するサービス又は機能（第17章の付加機能を含みますが、これに限りません。以下同じ。）の利用を制限することができます。
2. 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順又はアプリケーションを用いて行われる電気通信を検知し、その電気通信に割り当てられる帯域を制御すること等により、その電気通信の速度や通信量を制御することができます。
3. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者に対するSORACOM Flux及びこれに付帯するサービス又は機能の利用を停止又は制限することができます。
   (1) 料金支払その他の本契約に基づく債務について、履行を遅滞したとき
   (2) 契約者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき
   (3) 契約者が第11.1条(禁止行為)の規定に違反したと当社が認めたとき。
   (4) 第3.2条(申込の承諾)第2項に定める申込の拒絶事由に該当するとき。
   (5) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき。

第5.2条　サービスの提供中止

1. 当社は、次の場合にはSORACOM Flux及びこれに付帯するサービス又は機能の提供を中止することができます。
   (1) 当社の電気通信設備又はシステムの保守上又は工事のためにやむを得ないとき。
   (2) 当社がSORACOM Fluxを契約者に提供するのに必要なサービス（以下「基幹サービス」といいます。）を当社に対して提供する電気通信事業者又はクラウド提供事業者（以下「基幹サービス提供事業者」といいます。）が当社への基幹サービスの提供を停止するとき。
   (3) 第3.4条(契約者識別番号)第2項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。
   (4) 当社がSORACOM Fluxの提供に影響し得る情報セキュリティに関する問題を検知したとき。
2. 当社は、前項の規定によりSORACOM Flux及びこれに付帯するサービス又は機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社のウェブサイト等において掲示します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5.3条　サービスの廃止

当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、SORACOM Flux及びこれに付帯するサービス又は機能の全部又は一部を廃止することがあります。

第6章　　契約の解除

第6.1条　　契約者が行う契約の解除

1. 契約者は、当社に対し、当社所定の方式により通知をすることにより、本契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当社が予め定める日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第5.1条(利用の制限)、又は第5.2条(サービスの提供中止)第1項の事由が生じたことによりSORACOM　Flux及びこれに付帯するサービスを利用することができなくなった場合は、契約者は、当社に通知することにより、当社が当該通知を受領した日をもって本契約を解除することができます。

第6.2条　　当社が行う契約の解除

1. 当社は、契約者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができます。その場合、当社は、合理的な時期に契約者にその旨を通知します。
   (1) 第5.1条(利用の制限)の規定によりSORACOM　Fluxの提供を停止された契約者が、なお当該利用停止の原因事実を解消しないとき。
   (2) 第5.1条(利用の制限))第3項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。
   (3) 当社と基幹サービス提供事業者との間の基幹サービスの提供に関する契約が解除されたとき。
2. 第5.3条(サービスの廃止)の規定により契約者が利用するSORACOM　Fluxの全部が廃止されたときは、当該廃止の日に本契約が解除されたものとします。

第7章　　責務等

第7.1条　　守秘義務

1. 当社及び申込者(本契約の締結後は契約者。本条において同じとします)は、第3.1条(申込の方法)に基づく申込以降、相手方の技術上、経営上及び知り得た相手方のその他一般に公表していない一切の情報（以下、「秘密情報」といいます。）に関する秘密を厳守し、これをSORACOM Flux及びこれに付帯するサービス又は機能の提供又は使用の目的以外に使用しないこととします。
2. 前項にかかわらず、当社及び申込者は、法令等に従い必要な範囲において当該情報を開示することができます。また、当社はSORACOM Flux及びこれに付帯するサービス又は機能の提供に必要な範囲で、当社の関係会社に対し、秘密情報を開示することができるものとします。
3. 本条は本契約の締結に至らなかった場合又は本契約が解除又はその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

第7.2条　　信用の維持

契約者は、SORACOM　Flux及びこれに付帯するサービス又は機能の使用にあたり、当社の信用を損なう行為を行わないように努めるものとします。

第7.3条　　必要事項の通知

1. 契約者は、第12.4条(期限の利益喪失)各号に定める事項のいずれかが発生した場合、当該事実を発生後速やかに当社に対して書面により通知することとします。
2. 当社は、契約者に対して、契約者がSORACOM　Fluxの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあり、この場合は第3.2条(申込の承諾)第1項の規定を準用します。
3. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかが発生した場合、当該事実を発生後速やかに契約者に対して通知することとします。

(1) 電気通信事業の休止若しくは廃止
(2) 電気通信事業を行うために必要となる登録、届出等の監督官庁による取消し
(3) SORACOM Fluxの提供条件に影響を及ぼす電気通信設備の変更、増設又は廃止
(4) 当社の解散

第8章　契約者による第三者への提供

第8.1条　再提供の前提条件

契約者は、SORACOM パートナースペース(当社が同名にて当社ウェブサイト等で提供するプログラムを意味します。)への登録、当社が指定する契約の締結その他当社が定める手続の履行を行った場合は、SORACOM　Fluxに基づくサービスを自己のサービス(以下、「契約者サービス」といいます。)として第三者(かかる第三者を、以下、「契約者顧客」といいます。)に提供することができます。但し、その場合、契約者サービスの提供に関する一切の責任は契約者が負担するものとします。また、契約者は契約者顧客の本契約の条件の遵守について責任を負うものとし、契約者顧客の本契約の不履行は、契約者の不履行とみなします。

第8.2条　商標の使用

契約者は、第8.1条(再提供の前提条件)に従って契約者サービスを契約者顧客に提供する場合において、当社の登録商標又は商標の使用を希望するときは、当社の承諾を得るものとし、当社が別途定める条件を遵守するものとします。

第8.3条　提供条件等の説明等

1. 契約者は、契約者顧客に対して、自らの責任により、契約者サービスに係る提供条件等の説明を行うことを要し、当社はその不順守等に基づく一切の責任を負いません。
2. 契約者は、第8.1条(再提供の前提条件)に従って契約者サービスを提供するときは、自らの責任により、契約者顧客その他の第三者からの料金若しくはサービス内容に関する問合せ、契約者サービスに係る故障修理の請求等又はその他の苦情の受付及び対応等を行うことを要します。

第9章　SORACOMシステムの利用

第9.1条　SORACOMシステムの提供

当社は、契約者に対し、SORACOM　Fluxを使うことのできるコンソールシステム(以下、「SORACOMシステム」といいます。)を、WEBサイト(以下、「SORACOMサイト」といいます。)を通じて提供します。

第9.2条　SORACOMサイトへの接続

契約者がSORACOMサイトへ接続する場合、契約者が自らの費用と責任で行うものとします。SORACOMサイトへの接続中、回線・無線LANの環境等の不具合で接続が中断した場合であっても当社は一切の責任を負いません。

第9.3条　SORACOMシステムの利用条件

1. 契約者は、法令等を遵守し、善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って、SORACOM Fluxを使用するためにのみSORACOMシステムを利用するものとします。
2. 当社は、契約者に事前に連絡することなく、SORACOMシステムにより提供する情報(以下、「SORACOM提供情報」といいます。)の内容その他のSORACOMシステムの内容を変更することができます。当該変更が重要なものである場合は、当社は、契約者に対して事前に通知します。

第10章　　生成AIサービス

第10.1条　生成AIサービスの利用

1. SORACOM Fluxには、生成AIサービスを利用する仕組みがあります。契約者は、それらの生成AIサービスを販売又は提供する者（以下、「生成AIサービスプロバイダー」といいます。）が生成AIサービスに関して定める規約（以下、「AIプロバイダー規約」といいます。）において、性質上エンドユーザーが遵守すべき義務を遵守し、エンドユーザーの利用にも課せられるべき制約事項に服するものとします。AIプロバイダー規約には、以下が含まれますが、これらに限りません。
   (A) Microsoft (Azure OpenAI Service)
      - Microsoft Online Subscription Agreement
      - Supplemental Terms of Use for Microsoft Azure Previews
      - Product Terms for Online Services
      - Product Terms for Microsoft Azure
      - Code of conduct for Azure OpenAI Service
      - Customer Copyright Commitment Required Mitigations
   (B) Amazon Bedrock
      - 法務関連
      - AWS Responsible AI Policy
   (C) Gemini (Google)
      - Google APIs Terms of Service
      - Gemini API 追加利用規約
      - Gemini for Google Cloud と責任ある AI
2. 疑義を避けるために述べると、当社は、AIプロバイダー規約における「お客様」、「貴社」、“Customer”、“You” その他表現の如何を問わず、生成AIプロバイダーと直接の契約関係に立つ当事者の地位もしくは権利を契約者に与えるものではありません。また、かかる地位もしくは権利が生成AIプロバイダーにより契約者に与えられることを保証するものでもありません。
3. 本約款の規定が、AIプロバイダー規約と矛盾する場合、本約款の規定を優先します。
4. 契約者は、以下の点に同意の上、SORACOM Fluxを利用するものとします。
   (1) 契約者は、各生成AIサービス及びSORACOM Fluxにおける、AIモデルの重み（入力値の重要性、貢献度を数値化して表したものをいいます。）の抽出など、AIモデル、アルゴリズムその他各生成AIサービス及びSORACOM Fluxのシステムの基礎となるコンポーネントを探索し、又は分析してはならないものとします。
   (2) 契約者は、各生成AIサービス、SORACOM Flux及びそれらによる出力結果からデータを抽出するために、ウェブスクレイピング、ウェブハーベスティング等のウェブデータの抽出方法を使用してはならないものとします。
   (3) 各生成AIサービス及びSORACOM Fluxは、サービス又は機能の中断、欠陥、エラーその他の障害が、人の死傷、又は物理的もしくは環境的な損害につながる可能性のある使用 （以下、総称して「ハイリスク使用」といいます。） をサポートするように設計されていません。したがって、契約者は、各生成AIサービス又はSORACOM Fluxの中断、欠陥、エラーその他の障害が発生した場合でも、人、物、環境の安全性が合理的、適切、かつ合法的な水準を下回らないように、自らの商品又はサービスを設計及び実装する必要があります。契約者による各生成AIサービス及びSORACOM Fluxのハイリスク使用は、契約者自身の責任において行われるものとします。契約者は、厳格責任に基づく請求、又は生成AIサービスプロバイダーもしくは当社が各生成AIサービス又はSORACOM Fluxを設計もしくは契約者に提供する際に過失があったとの請求を含め、各生成AIサービス又はSORACOM Fluxのハイリスク使用に起因する請求に関連する全ての損害、費用及び弁護士費用について、生成AIサービスプロバイダー、生成AIサービスプロバイダーの関係会社、当社及び当社の関係会社（以下、総称して「被補償者」といいます。）を防御し、補償し、被補償者に損害を与えないものとします。
   (4) 契約者は、AIによる判断には誤りが含まれ得る可能性があることを常に認識し、ある決定が個人の法的地位、経済的地位、雇用機会、人権に結果的に影響を及ぼす可能性があ

る場合、又は個人に身体的もしくは心理的な傷害をもたらす可能性がある場合、各生成AIサービス及びSORACOM　Fluxのみに依存して、適切な人間の監視・分析なしにかかる決定を下してはなりません。

(5) 契約者は、生成AIサービス又はSORACOM Fluxに個人情報を入力する場合は、かかる個人情報につき、法令に従って同意の取得等必要な措置を行うものとします。これには、生成AIサービスによって処理される画像・映像に写る個人から必要な同意を得ることが含まれます。当社は、かかる措置が適切になされていなかったことにつき一切の責任を負わず、契約者は、かかる個人情報の処理に関連する全ての損害、費用及び弁護士費用について、被補償者を防御し、補償し、被補償者に損害を与えないものとします。

(6) 契約者は、AIサービス又はSORACOM　Flux　に関連して契約者が提供又は利用したデータが、営業秘密を不正流用し、又は第三者の知的財産権を侵害していると主張する範囲において、第三者からの請求に対して、被補償者を防御し、補償し、被補償者に損害を与えないものとします。

5. 契約者は、SORACOM Fluxを用いるにあたって、本約款第7.1条（守秘義務）にかかわらず、各生成AIプロバイダーがデータを利用することにつき同意します。生成AIサービスプロバイダーによるデータの具体的な取り扱いについては以下を含む適用されるAIプロバイダー規約をご参照ください。

- Data, privacy, and security for Azure OpenAI Service
- Amazon Bedrock Data Protection
- Amazon Bedrock abuse detection
- Gemini for Google Cloud がデータを使用する方法

6. 当社は、契約者がSORACOM Fluxに対して過度に多くの質問、要求その他の入力をしていると当社の裁量により判断した場合には、契約者の利用を制限する措置をとることができるものとします。

7. 契約者は、自らが保有する生成AIサービスのライセンスのうち、当社が別途指定したライセンスをSORACOM　Fluxと組み合わせて用いることができます。かかるライセンスの使用については、契約者は自ら責任を負うものとします。

第11章　　禁止行為

第11.1条　禁止行為

本約款の他の規定において定めるものに加え、契約者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

(1) 電気通信事業法及び電波法等の関連する法令等が定める技術基準及び無線設備規則に適合しない端末機器を利用すること

(2) SORACOM Fluxが対応しない端末機器を利用すること

(3) 当社所定の基準を超過したトラヒック量を継続的に発生させることにより、SORACOM Flux用に使用される設備又はシステムに過大な負荷を生じさせる行為

(4) 児童買春、児童ポルノを閲覧又は取得するため、迷惑メール又はSMS等の送信その他当社が不適切と判断する目的においてSORACOM Fluxを利用する行為

(5) SORACOMシステムの利用者資格を含むSORACOM提供情報の全部若しくは一部の第三者への譲渡、承継、転貸、質権その他担保に供する等の行為

(6) 第三者の使用に供するためにSORACOMシステムの利用者資格を含むSORACOM提供情報の全部若しくは一部を複製すること。

(7) 第三者(契約者顧客を除きます。)にSORACOMシステム及びSORACOM提供情報を取扱わせること。

(8) SORACOM提供情報を改変又は改竄すること。

(9) 第三者が提供する商品又はサービスに対してSORACOM提供情報を利用すること。

(10) 当社又は第三者の知的財産権を侵害する商品又はサービスに対してSORACOM提供情報を利用すること。

(11) SORACOM提供情報を基にして知的財産権を出願すること。

(12) プロンプトインジェクション、不正なアクセス、コンピューターウィルス等を用いて、

SORACOMシステム、SORACOM提供情報を格納するサーバー、SORACOM　Flux又はAIサービスに対して攻撃を行ったり、当社もしくはAIベンダーが意図せぬ操作を行わせること。

(13) SORACOMシステムに対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他一切の解析を行うこと。
(14) その他法令又は本約款等に違反する行為を行うこと。
(15) 料金表記載の無料利用枠を複数獲得する目的など、ソラコムアカウントを濫用的に複数作成すること
(16) 前各号の行為を第三者に行わせること。

第12章　料金等

第12.1条　サービス利用料

当社が提供するSORACOM Fluxの料金(以下、「SORACOM Flux サービス料」といいます。)は、当社ウェブサイトに定めるところによります。

第12.2条　サービス利用料の支払方法

契約者は、SORACOM Fluxサービス料を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第12.3条　延滞利息

契約者は、SORACOM　Fluxサービス料その他の本契約に基づく支払債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第12.4条　期限の利益喪失

契約者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、当社に対して負担するSORACOM Fluxサービス料その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにそのSORACOM　Fluxサービス料その他の債務を弁済しなければならないものとします。また、以下の各号に定める事由が解消されない限り、当該事由が発生したのちに発生する債務については、契約者は、当社から請求があれば直ちに弁済しなければならないものとします。

(1) 契約者が支払不能に陥ったと当社が認めたとき。
(2) 契約者について、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他法令に基づく倒産処理手続が開始されたとき。
(3) 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
(4) 契約者の資産について、仮差押え、仮処分、仮登記仮処分、保全差押え、差押え、強制執行、保全処分、競売申立又は滞納処分の命令若しくは通知が発送されたとき
(5) 契約者について電気通信事業の登録又は届出が取り消されたとき。
(6) 契約者が電気通信事業の全部を廃止したとき。
(7) 契約者の所在が不明なとき。
(8) その他契約者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合

第13章　知的財産

第13.1条　知的財産権

SORACOM Flux、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービス又は機能（第17章規定の付加機能を含みますが、これに限りません。以下同じ）に関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産及び実証実験のデータその他の記録は当社に帰属するものであり、本約款、SORACOM　Flux、SORACOMシステム又はこれらに付帯するサービス又は機能の提供の過程での当社による契約者に対する情報の開示は、明示、黙示

を問わず、いかなる意味においても、当社の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、又は譲渡を構成するものではありません。

第14章　保証の否認

第14.1条　保証の否認

契約者は、SORACOM　Flux、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービス又は機能は現状のままで提供されることに合意するものとします。当社は、提供されるSORACOM Flux、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービス又は機能に関し、品質、サービスが中断されないこと、誤りがないこと、第三者の権利を侵害しないこと、特定目的への適合性の保証を含め、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる種類の表明も保証も行いません。

第15章　補償

第15.1条　補償

当社及び契約者は、本約款に定める義務に違反したことにより相手方に損害を与えた場合には、本約款に別途定める場合を除き、当該義務違反により相手方が被った損害を賠償する責任を負うものとします。

第15.2条　責任の制限

1. 当社は、第三者の責めに帰すべき事由によってSORACOM　Flux、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービス又は機能が利用不能となった場合、責任を負わないものとします。
2. 当社は、SORACOM　Fluxを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりSORACOM　Fluxが、当社が利用不能となったことを認識してから24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)、継続して完全に利用不能となった場合において、契約者から請求があった場合、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した日数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に応じたSORACOM Fluxサービス料の金額を、当該契約者に対する請求額から減額します。但し、契約者が利用不能となったことを知った日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。また、SORACOM Fluxの利用不能につき、当社が負う責任及び契約者に与えられる救済手段は、本条に定める減額に限られるものとします。
3. 事由の如何を問わず、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当該損害が発生した日が属する月の月額のSORACOM Fluxサービス料を上限とします。
4. 前各項の規定にかかわらず、基幹サービス提供事業者の帰責事由によるSORACOM　Fluxの利用不能の場合には、当社は、基幹サービス提供事業者から受領した損害賠償額を限度として契約者に生じた損害(但し、現実に発生した通常損害に限られ、逸失利益、間接損害は含みません。)につき責任を負います。
5. 当社は、SORACOM　Fluxの提供が行われなかったことによる逸失利益及び契約者の顧客、契約者顧客その他の第三者から契約者への問合せ対応、故障修理の請求等その他の苦情の受付又は対応等に要した費用等について一切責任を負わないものとし、契約者はかかる逸失利益又は費用等を当社へ請求しないものとします。
6. 電気通信設備又はシステムの修理、復旧等に当たって、その電気通信設備又はシステムに記憶されている内容等が変化又は消失することがあります。当社はかかる変化又は消失につき責任を負いません。
7. 前各項による当社の損害賠償責任の制限は、当社の故意又は重大な過失により契約者に損害が生じた場合には適用しないものとします。

第16章　　雑則

第16.1条　約款の掲示

当社は、最新の本約款を当社のウェブサイトにおいて掲示することとします。

第16.2条　プライバシーポリシー

当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のウェブサイトにおいて公表します。

第16.3条　反社会的勢力の排除

1. 当社及び契約者は、自己が反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じとします。)又は次のいずれかに該当する者(以下併せて「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないことを表明及び保証し、現在及び将来において反社会的勢力又は次の事項に該当しないことを確約するものとします。
   (1) 役員等(役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者(以下「暴力団関係者」といいます。)がいること。
   (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下これら三者を「暴力団等」と総称します。)が経営に関与していること。
   (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること。
   (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること。
   (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. 当社又は契約者が、相手方が第1項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。
3. 当社又は契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時本契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。
   (1) 第1項の表明、保証又は確約に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。
   (2) 第2項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

第16.4条　分離可能性

本約款のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本約款の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

第16.5条　合意管轄

本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16.6条　準拠法

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第17章　　付加機能

第17.1条　通則

1. 当社は、本章に記載する付加機能に関する契約者の損害については第15.2条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。
2. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示する各付加機能の利用方法その他の提供条件を確認し、それらに従って各付加機能を利用するものとします。

第17.2条　外部サービス等連携機能

1. SORACOM Fluxには、第三者が提供するサービス・ソフトウェア等（以下、「外部サービス等」といいます。）と、APIを介して連携する機能（以下、「外部サービス等連携機能」といいます。）があります。かかる外部サービス等連携機能には、株式会社ウェザーニューズが提供するWxTech API サービスが含まれます。
2. 契約者は、外部サービス等連携機能を利用する場合は、当該外部サービス等に関して各提供者が定める規約（以下、「外部サービス等規約」といいます。）において、性質上エンドユーザーが遵守すべき義務を遵守し、エンドユーザーの利用にも課せられるべき制約事項に服するものとします。疑義を避けるために述べると、当社は、外部サービス等規約における「お客様」、「貴社」、「利用者」、“Customer”、“You” その他表現の如何を問わず、当該外部サービス等提供者と直接の契約関係に立つ当事者の地位もしくは権利を契約者に与えるものではありません。また、かかる地位もしくは権利が当該外部サービス提供者により契約者に与えられることを保証するものでもありません。なお、WxTech API サービスの利用規約は次に掲げるURLより参照することができます。（https://wxtech.weathernews.com/tos.html）
3. 本約款の規定が、外部サービス等規約と矛盾する場合、本約款の規定を優先します。
4. 当社は、外部サービス等について一切の保証を行わず、外部サービス等に関連して契約者その他の第三者に生じた損害につき責任を負いません。但し、かかる損害の発生につき当社に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではありません。
5. 契約者が外部サービス等連携機能を利用する意思表示を当社に行ったことをもって、外部サービス等に用いられる契約者の情報を外部サービス等提供者に開示することにつき契約者の指示があったものとみなします。外部サービス等提供者によるかかる情報の具体的な取り扱いについては、外部サービス等規約をご参照ください。

第17.3条　クーポン

1. 契約者は、第12.2条(サービス利用料の支払方法)に定める支払い方法に代えて、SORACOM　Fluxを利用することができる金額枠(以下、「クーポン」といいます。)を受領もしくは購入し、SORACOMシステムに登録することにより、SORACOM　Fluxサービス料の支払いを行うことができます。
2. 当社は、いかなる理由であっても、クーポンの払い戻し、換金及び再発行を行わないものとします。
3. その他、クーポンに関する利用条件は当社がウェブサイトに掲示するクーポンの利用方法その他の提供条件(クーポンに関する規約を含みますがこれに限りません。)に定めるものとします。